

(別紙)

訪問看護サービス料金表

2026年3月1日現在

医療保険								
		料金	基本利用料(利用者負担金)					
			1割負担		2割負担		3割負担	
基本療養費	週3日目まで	5550円	555	円	1110	円	1665	円
	週4日目以降	6550円	655	円	1310	円	1965	円
管理療養費 (*条件により変動あり)	機能強化型1	13230円	1323	円	2646	円	3969	円
	機能強化型2	10030円	1003	円	2006	円	3009	円
	機能強化型3	8700円	870	円	1740	円	2610	円
	2日目以降	3000円	300	円	600	円	900	円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4500円	450	円	900	円	1350	円
	1日3回以上	8000円	800	円	1600	円	2400	円
長時間訪問看護加算		5200円	520	円	1040	円	1560	円
複数名訪問看護加算イ 週1回 *8		4500円	450	円	900	円	1350	円
複数名訪問看護加算ハ 週3回 *8		3000円	300	円	600	円	900	円
複数名訪問看護加算ニ 1日1回 *8		3000円	300	円	600	円	900	円
緊急時訪問看護加算	イ(14日まで)	2650円	265	円	530	円	795	円
	ロ(15日から)	2000円	200	円	400	円	600	円
24時間対応体制加算		6800円	680	円	1360	円	2040	円
特別管理加算	重症度等の高いもの*1	5000円	500	円	1000	円	1500	円
	それ以外の方*2	2500円	250	円	500	円	750	円
退院時共同指導加算		8000円	800	円	1600	円	2400	円
特別管理指導加算		2000円	200	円	400	円	600	円
退院支援指導加算		6000円	600	円	1200	円	1800	円
長時間による退院支援指導加算		8400円	840	円	1680	円	2520	円
在宅患者連携指導加算		3000円	300	円	600	円	900	円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000円	200	円	400	円	600	円
情報提供療養費 1・2・3 (月1回)		1500円	150	円	300	円	450	円
訪問看護医療DX 情報活用加算 *3		50円	5	円	10	円	15	円
ターミナルケア療養費	1 *4	25000円	2500	円	5000	円	7500	円
	2 *5	10000円	1000	円	2000	円	3000	円
夜間・早朝訪問看護加算 *6		2100円	210	円	420	円	630	円
深夜訪問看護加算 *7		4200円	420	円	840	円	1260	円
ベースアップ評価料		780円	78	円	156	円	234	円

その他の利用料

死後の処置料金(在宅で死亡した場合のケア)		11000円(税込)
介護保険以外の土日・祭日(1回の訪問)		2200円(税込)
介護保険以外の交通費	事業所から片道5km未満	275円(税込)
	事業所から片道5km以上	385円(税込)
介護保険・医療保険以外の利用	30分未満	4400円(税込)
	30分以上1時間未満	9350円(税込)
	※以降30分増すごとに	3300円(税込)

- *1 ・ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
 ・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- *2 ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある者
 ・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- *3 オンライン資格確認により診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
- *4 ・ 在宅または施設で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回(退院当日含む)以上ターミナルケアを行った場合
- *5 ・ 施設等で看取り介護加算等を算定している方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2回(退院当日含む)以上ターミナルケアを行った場合
- *6 夜間18時～22時・早朝6時～8時
- *7 22時～6時

	同行する職種	回数
イ	看護師等	週1回
ハ	その他の職員 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	週3回
ニ	その他の職員 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る*)	1日1回：3000円 1日2回：6000円 1日3回以上：10000円

*厚生労働大臣が定める疾病等
 特別管理加算の対象者
 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者